

平成19年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第4号

平成19年3月16日(金曜日)

議事日程 第4号

平成19年3月16日(金曜日) 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--|---|
| 日程第1 | 発議第1号 | みなかみ町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 発議第2号 | みなかみ町議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 発議第3号 | みなかみ町議会議員定数条例の改正について |
| 日程第4 | 発議第4号 | みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第47号 | みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 請願第6号
請願第7号 | 猿ヶ京老人ホーム移転問題に関する請願について(平成18年継続審査分)
全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について
(平成18年継続審査分) |
| 日程第7 | 請願第3号
請願第4号
請願第6号
請願第7号 | 幸知・水上統合小学校の早期実現について
幸知・水上統合小学校の早期実現についてのお願い
統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願について
「国民投票法案」の徹底審議と廃案を求める意見書提出について |
| 日程第8 | 請願第1号
請願第2号
請願第5号 | 諏訪峡遊歩道について
町道の一部を消雪道化へ改良について
藤原地区活性化について |
| 日程第9 | 陳情第2号 | みなかみ町奥平地区防火水槽(40t級)設置のお願い |
| 日程第10 | 陳情第3号
陳情第4号 | 箕輪日影地区の道路改修工事について
国道17号線羽場押出地内から羽場廻戸地内までの下り車線に歩道を設置して下さい |
| 日程第11 | 議案第26号
議案第33号 | 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について
平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第12 | 議案第27号
議案第28号
議案第29号
議案第30号
議案第31号
議案第32号 | 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)について
平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について
平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について |

- 日程第13 議案第34号 平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第35号 平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第36号 平成19年度みなかみ町一般会計予算について
- 日程第15 議案第43号 平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について
議案第44号 平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第37号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第38号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算について
議案第39号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第40号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
議案第41号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第42号 平成19年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第45号 平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
議案第46号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について
- 日程第18 行財政改革特別委員会委員長報告(中間報告第2号)
- 日程第19 発議第5号 飲酒運転根絶に関する決議について
- 日程第20 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第21 字句等の整理委任について行政報告
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (21人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	15番	河合幸雄君
16番	鈴木勲君	17番	森下直君
18番	根津公安君	19番	速水一浩君
20番	本多秀律君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 14番 鈴木幸久君 21番 倉澤長男君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 矢野義夫 議事係長 林和也
書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長	小泉行夫君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前10時00分開会

議 長（傳田創司君） おはようございます。

3月10日より昨日15日までは、各々議案調査のため、休会しておりましたが、本日は、定刻までにご参集いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は21名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

開 議

議 長（傳田創司君） 本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第4号のとおりであります。日程第4号により議事を進めます。

日程第1 発議第1号 みなかみ町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第1、発議第1号、みなかみ町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者高橋市郎議員より提案理由の説明を求めます。

10番高橋市郎君。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） 発議第1号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例改正は、議員報酬を約20%、月額一律4万円を削減するものであります。

町財政の現状は、今さら申すまでもなく、非常に厳しい状況であり、平成19年度予算編成に当たり、町長は財政改革元年と位置付け、特別職の報酬50%の大幅な報酬カットの強い決意をされるとともに、職員の早期勸奨退職等により、数多くの職員に協力をいただき、また各種事業の補助金等の見直し等を行い、経費削減に努められ、なお町有資産の売却等を予定したものであります。

町民一丸となって、自助・互助・扶助の精神で町づくりを当初予算の概要にもあります、これらのことは、町民に理解されてきており、今回の特別職報酬カットは、町内はもとより町外の方々まで大きな反響を呼んでいます。

3月11日付け、上毛新聞「ひろば」のページに渋川市の方の意見が寄せられていました。その一部を紹介いたします。

「みなかみ町の英断に拍手：みなかみ町が、特別職の給与をカットして、条例で定めた額の5割とすることに決定し、新年度より実施するという。私は、この英断に対して限り

ない拍手を送るものである。みなかみ町が現在、どのような財政状況にあるのか、私は知らないが、仮に負債を背負っていて、その立て直しの一助とする決意ならば、町民も納税などに協力を惜しまないのではないか。については、ほかの役職、例えば、町議会議員らに与える影響もあると思う。みなかみ町の決断に敬意を表すとともに、ほかの自治体も自ら見直す時が来ていることを、あらためて考える必要があると思った。」

私は、このような意見を町民の方々から、数多く耳にしております。

私たち議会は、平成19年度予算を審議しました。その内容は、私たち議員がまず、理解をしているところであると思います。

「町民一丸となって」、その中に、私たちも参加するためには、この報酬減額が必要と考えるものであります。

行財政改革を早期に軌道に乗せ、町の重要施策実現のため、今が我慢のしどころだと考えます。議員各位のご理解を頂き、ご賛同をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議 長 (傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて発議第1号の質疑を終結いたします。

これより発議第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

1 番前田善成君。

(1 番 前田善成君登壇)

1 番 (前田善成君) 発議第1号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

群馬県町村議会議員の年齢分布を見ますと、最低年齢が30代の7名であり、60代の191名が最も多く、その原因の一端が報酬であると考えられます。

「子育て世代の町民の代表として、町政に町議会議員となって関わって欲しい」という声を良く聞きますが、本当に町政に関わるためには、報酬のみならず、定数を絡めて検討されるべきであり、本当の意味で町政運営に絡んでいける定数と報酬についての検討をもう少しされるべきだと考えます。

ただ、現状の時勢を考えれば、職員の方々と同等の報酬カットくらいのは、再度、全体を考えて検討すべきだと考えますので、そのことを絡めて反対討論とさせていただきます。

議 長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

7 番原澤良輝君。

(7 番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 発議第1号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

一般的には、労働者の賃金は、その労働の対価として支払われ、労働者が生活をするに必要な額が支払われなければなりません。

公務員などサービス業の労働は直接には価値を生産しませんが、労働に見合った額が、労働の再生産を保障するために給与として支払われております。

しかし、公務員は労働者であると同時に全体の奉仕者です。議員の報酬、職員の給与は税金で支払われるので、その額については町民の納得のいく額でなくてはならないと考えます。

したがって、選挙での公約である「議員報酬の20%を減額する」という本条例の改正案に賛成いたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第1号の討論を終結いたします。

発議第1号、みなかみ町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立少数であります。

よって、発議第1号、みなかみ町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、否決されました。

日程第2 発議第2号 みなかみ町議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について

議長（傳田創司君） 日程第2、発議第2号、みなかみ町議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者阿部賢一議員より提案理由の説明を求めます。

2番阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2番（阿部賢一君） 発議第2号、みなかみ町議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

私たち議員は、住民の付託により行政に参画するものであり、その役務の提供、地方議会、地方自治体における責務の重みに対する対価として報酬が支給されております。

もちろん議員活動は議会、そして委員会に出席した場合のみでなく、町民の相談に真摯に耳を傾け、また、その声を町に届けることも、大切な平素の議員活動であると思います。

現在のみなかみ町議会の議員報酬額は、月額19万円であり、県内同規模自治体より約3万5千円ほど低く、全国平均よりも低い額であります。

しかし、本町においては、財政健全化計画を推進しております。

さらに、町長をはじめとする特別職給与の削減を実施し、この3月定例議会においても、さらなる削減が可決されております。職員においても、給与の削減、早期退職など大変厳しい状況にあります。

厳しい財政状況や健全経営の観点等、諸般の事情を鑑み、議会議員においても、報酬削減についてはやむを得ないものとし、次のとおり提案するものであります。

報酬月額	議長	266,000円を	250,000円に、
	副議長	209,000円を	200,000円に、
	委員長	199,000円を	190,000円に、
	議員	190,000円を	180,000円に、

附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日より施行する。

そして、この条例は、平成22年4月30日限りをもち、その効力を失う。

以上、申し上げて提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第2号の質疑を終結いたします。

これより発議第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

16番鈴木勲君。

（16番 鈴木勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 発議第2号、みなかみ町議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について賛成討論を行います。

我が町においては、観光産業の低迷により、法人税や個人住民税が減少し、その傾向に歯止めが掛けられないというのが実情であります。

町の主産業は、観光であり、町税は観光関連企業による固定資産税、入湯税の納税が大きな比率を占めております。

観光産業は、景気悪化を敏感に受けて、景気回復の波及効果は、まだありません。

したがって、自主財源の柱である町税の増収見込みは乏しいということであります。

今や地方分権によって、言葉の上では、地方の時代と言われますが、国は年々公共事業や地方交付金を削減し、加えて自己決定、自己責任による自治体運営を地方に求めています。

みなかみ町の財政状況は、経常収支比率は県内ワースト1の102.8%、実質公債比率は20.7%と非常に厳しい状況下であり、心痛の思いでいっぱいです。

みなかみ町特別職四役の給与の減額に伴い、我ら議会議員も阿部賢一議員の提案される5%減額に賛成するものであります。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4番（山田庄一君） 発議第2号、みなかみ町議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について賛成の立場から討論を行います。

昨年4月23日、大きな祝福の輪に包まれ、感動を全身に受け止めていました。

たくさんの激励や祝辞を頂く中で、ある人に身が引き締まる言葉を頂きました。

それは、「おめでとう！この感動を忘れずに頑張れ！但し、本当に大変なのは、これからだ。少し前なら、議員になって、自分の出た地区に道を造ったり、沢の整備をすることで、存在価値を示すことがあったかもしれないが、新しくなった町の議員として、そんな物差しで物事を判断してはいけない。町のことを考え、大きな目で見て、町づくりに取り組んで欲しい。何でも賛成するな！信念を持って！それには勉強しろ、知らなければ、判断が出来ない。すぐ仕事出来るなんて誰も思っていない。だけど期待している。だから頑張ってくれ！」と。この言葉は、今でも忘れていません。そう思って、1年間活動してきました

た。一つ覚えると、一つ忘れる、頭の構造に自分であきれながら、町の財政を勉強してきました。

19年度予算編成に当たり、抜き差しならない財政状況の中で、財政再建を旗印に改革元年と位置付け、計画遵守の決意で、128億の基本をくずさない予算編成を提示されたとき、夢の持てる町に向かう、小さな一歩かなと思いました。

町長をはじめ、職員皆さんの身を削る思いや、少しばかりの補助金をあてにしながら、活動してきた99にも及ぶ団体への削減や見直し等を考えたとき、議員として、斯くあるべきか非常に悩み、皆さんが思い描くであろうと思う答えを胸に、後援者に相談しました。

すると、意外な言葉が返ってきました。

「そんなことを期待して支援した訳じゃない。例えそこでいくらか報酬を下げたとしても、その先どうなるのか。毎年足りなければ、その都度大変だと言って報酬を下げるのか。そんな考えで議員活動が出来るのか。職員と議員は違う。我々のして欲しいことや思いを行政に伝えたり、実現出来るような、そんな努力を期待しているんだ。そのための活動費と考え使ってもらえれば、何も文句は言わないよ。」と。

町に貢献する姿勢という点は、各々議員さんによって方法は違うでしょう。

私は、行政のチェック機関のほか、政策提言が出来る議員になることで貢献したいと思うのと、指示して頂いた後援者の皆さんの有り難い、熱い思いを生かすべく、一生懸命努力することを胸に、発議第2号に賛成いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第2号の討論を終結いたします。

発議第2号、みなかみ町議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号、みなかみ町議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第3号 みなかみ町議会議員定数条例の制定について

議 長(傳田創司君) 日程第3、発議第3号、みなかみ町議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、提出者阿部賢一議員より提案理由の説明を求めます。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2 番(阿部賢一君) 発議第3号、みなかみ町議会議員定数条例の制定について、提案理由を申し上げます。

市町村議会議員の定数は、従来人口規模に応じて、地方自治法第91条により、「定数制」

が規定されており、人口5万人未満の市及び2万人以上の町村は26人が上限値と定められております。

しかし、ご承知のとおり、国は分権時代に相応しい地方議会とするため、地方分権一括法及び数次にわたる地方自治法の改正で地方議会に関する制度改正を行ってきました。

まず、分権改革の一環として、自己決定権を尊重する観点から、それぞれの自治体の議員定数は、条例で「特にこれを減少することができる」となっております。

平成17年度群馬県町村議会実態調査によりますと、みなかみ町と人口において同規模の富士見村20人、榛名町20人、吉井町20人、中之条町20人、邑楽町20人等の定数であります。

みなかみ町議会では、合併協議会におきまして、46人を半減し、23人と決定して、現在に至っております。

本案は、さらに3人を減少し、定数を20人とすることを条例化するものであります。

議員定数は、議会の根幹に触れる重要事項であり、議会制民主主義と民意の反映の上から、特に慎重に話し合いをした結果、本提案となった次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第3号の質疑を終結いたします。

これより発議第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 発議第3号、みなかみ町議会議員の定数に関する条例の制定について反対の討論を行います。

明治13年、群馬の先輩達は国会開設のため、当時の県内総戸数12万8,980戸のうち、10戸に1戸の割合に当たる1万2,106筆の請願署名を集め上京しました。

政府は、明治23年に国会開設を約束し、不十分ながら国会議員の選挙が行われるようになりました。

この時以来、幾多の変遷を経て、今の地方議員選挙も整備をされてきました。

町議会議員は、町民に一番近い議員として、町民の付託を受け、町民と共に活動しています。合併で46人が半分の23人になって、1年も経過をしております。

法律では26人であり、これ以上、定数を削減すれば、町民のとの結びつきも弱まり、議会と町民距離が広がることを申し上げて、本条例の改正案に反対をいたします。

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

16番鈴木勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 発議第3号、みなかみ町議会議員定数に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

現在、23議席から20議席へと3議席の減の提案であります。

本町の行政改革は、重要であり、急を要する大事な課題であると思います。財政悪化は、町税の減収と、平成13年度からの5年間で地方交付税が14億円余削減されたことによ

ります。

非常に厳しい状況下でありますので、議員定数を3議席削減して、町を立て直さねばならないと思うわけであります。

機構改革、職員数の削減、さらに施設の統合や事務事業の簡素化による経常経費の削減が必要であります。安定した財政基盤の確立に向けて、努力を重ね、議員定数の削減の発議に賛成するものであります。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

10番高橋市郎君。

(10番 高橋市郎君登壇)

10番(高橋市郎君) みなかみ町議会議員定数に関する条例の制定について、反対の立場から、討論を申し上げます。

合併協議会において、23名という定数を決定され、私たち議員はその定数でまだ10ヶ月余りしか経っておりません。

この現状の中で、定数を論議することは時期尚早という感じがいたします。

今、定数条例を改正したとしても、向こう3年間は定数が減るわけではありません。

私の主張は、あと2年間、23人で議員活動をして、残る1年間となった段階で定数の削減について論議を深め、我々議員だけではなく、有識者を交えた中での論議をし、定数の削減を図るべきと考えます。その論議の中で、次回、改選時から削減をされた定数で実施すべきと考えるものであります。

先程来の報酬削減案の中にもありますけれども、定数の削減と報酬を絡めた中で、論議をし、次回改選に臨むべきと考えるものであります。

今、定数の削減条例を制定しても、向こう3年間は何ら23人が変わることはない状況の中で、今この論議することはいかかなものかという判断から、この条例案に対して反対をするものであります。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第3号の討論を終結いたします。

発議第3号、みなかみ町議会議員定数条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、発議第3号、みなかみ町議会議員定数条例の制定については可決されました。

日程第4 発議第4号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第4、発議第4号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、提出者根津公安議員より提案理由の説明を求めます。

18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) 発議第4号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成18年10月、都道府県会長会議におきまして、今般の地方自治法の一部を改正する法律の成立に伴い、委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、委員会条例第8条第1項に次の但し書きを加える、「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる」、第8条第3項に次に但し書きを加える、「ただし、閉会中においては、議長が変更することができる」、第13条第2項に次の但し書きを加える、「ただし、閉会中においては、議長が許可することができる」を加えるものであります。よろしくお願ひ申し上げ提案理由といたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第4号の質疑を終結いたします。

これより発議第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第4号の討論を終結いたします。

発議第4号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 みなかみ町課設置条例等の一部を改正する条例について

議長(傳田創司君) 日程第5、議案第47号、みなかみ町課設置条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第47号、みなかみ町課設置条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

現在、町長部局には13課ありますが、この内、財政課、地域振興課、建設課及び都市計画課の4課を廃止し、総合政策課、地域整備課の2課を新設したく提案するものであります。

この組織機構の再編は、現在取り組んでおります行政改革の一環として、4月1日より施行するものであります。

企画管理部門につきましては、総務課に財政部門を統合することで、構造改革と財政改革の一元化を図り、より効率的な改革を進めていきたいと思っております。

また、総合計画や山岳都市構想、電子自治体構想及び芸術文化村構想等、合併後の新しい夢のある町づくりを進めるために、総合政策課を新設したいと思っております。

建設部門につきましては、従来の建設課と都市計画課を統合して、地域整備課を新設します。都市計画事業や町道整備等のインフラ整備と併せて、工業導入等、企業誘致の強化を図りたいと思っております。

なお、240人体制に向けた組織機構の再編につきましては、事務事業の見直しや施設の統廃合等を積極的に進めまして、段階的に取り組んでいきたいと考えております。

また、課の設置条例の改正に伴い、関連条例として、みなかみ町総合計画審議会条例の一部改正、みなかみ町都市計画審議会条例の一部改正、みなかみ町行財政改革調査会設置条例の一部改正も提案させていただきましたので、よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第47号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

これより、議案第47号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 請願第6号 猿ヶ京老人ホーム移転問題に関する請願について

(平成18年継続審査分)

請願第7号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について

(平成18年継続審査分)

議 長(傳田創司君) 日程第6、請願第6号、猿ヶ京老人ホーム移転問題に関する請願について(平成18年継続審査分)、請願第7号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について(平成18年継続審査分)、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託され、継続審査となっておりました、請願第6号、猿ヶ京老人ホーム移転問題に関する請願について、請願第7号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について、以上2件を一括して、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、請願第6号、猿ヶ京老人ホーム移転問題に関する請願について申し上げます。

委員からは、前回審議したときと同様、移転問題の主管が町ではなく、利根沼田広域圏振興整備組合にあり、移転先についても内定している経緯がある、また新たに地元からの意見として、趣旨は重んじるべきではないか等々の意見があり、本請願の採決についての可否の意見を求め、採択した場合に主管が振興整備組合にあることから、意見を反映することは難しいと考えるが、地域住民の意見として、趣旨採択とすることが望ましいとの意見を集約し、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は全会一致をもって趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について申し上げます。

本件も、前回審議したときと同様に、本請願の問題点として、保険料を支払った人と、支払わなかった人との不公平感がある、また新たな意見として、障害者などについては、別枠として考えていかなければならないのではないか、不採択とした場合、本当に払えない人が切り捨てられてしまう等々の意見がありました。

採決の可否について意見を求め、本請願の場合、年金の保険料が払える生活能力があるのに支払わない人と、本当に支払う生活能力のない人とを混在して考えることについて、不合理があると考えられる、しかしながら、本当に支払えない生活者のことを重んじ、趣旨採択とすべきであるとの意見を集約し、以上、質疑を終わり、採決の結果、本請願は全会一致を以て、趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上申し上げ、平成18年の継続審査となっておりました請願第6号、請願第7号の委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第6号の質疑を終結いたします。

次に、請願第7号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第7号の質疑を終結いたします。

これより、請願第6号(平成18年継続審査分)について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第6号(平成18年継続審査分)の討論を終結いたします。

請願第6号、猿ヶ京老人ホーム移転問題に関する請願（平成18年継続審査分）についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号、猿ヶ京老人ホーム移転問題に関する請願（平成18年継続審査分）については趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長（傳田創司君） これより請願第7号（平成18年継続審査分）について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて請願第7号（平成18年継続審査分）の討論を終結いたします。

請願第7号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願（平成18年継続審査分）についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本請願は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第7号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願（平成18年継続審査分）については趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第7 請願第3号 幸知・水上統合小学校の早期実現について

請願第4号 幸知・水上統合小学校の早期実現のお願いについて

請願第6号 統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願について

請願第7号 「国民投票法案」の徹底審議と廃案を求める意見書提出について

議長（傳田創司君） 日程第7、請願第3号、幸知・水上統合小学校の早期実現について、請願第4号、幸知・水上統合小学校の早期実現のお願いについて、請願第6号、統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願について、請願第7号、「国民投票法案」の徹底審議と廃案を求める意見書提出について、以上4件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました請願第3号、幸知・水上統合小学校の早期実現について、請願第4号、幸知・水上統合小学校の早期実現のお願いについて、請願第6号、統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願について、

請願第7号、「国民投票法案」の徹底審議と廃案を求める意見書提出について、以上4件を一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

予め申し上げますが、請願第3号、請願第4号は、表題が同様のようですが、請願3号については、請願者が「幸知小学校統合問題対策委員会」の方々から、請願第4号については、「水上小学校PTA」の方々からによるものでございます。

まずはじめに、請願第3号、幸知・水上統合小学校の早期実現についてであります。採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第4号、幸知・水上統合小学校の早期実現のお願いについては、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号、統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願についてご報告申し上げます。

質疑では、既に議決済みのことであり、学校建設が着々と進んでいる中、なぜこのような趣旨の請願に紹介議員は同意するのか理解し難い等の意見や、もしこの時点で計画を中止した場合、国県から多大な信用を失墜すること、また業者に対して保障問題、そして、新巻小を立て直す莫大な費用負担、そして何より子供たちがとても楽しみにしている話を大勢の方々から聞いている等の意見もありました。

教育委員会からも現状説明を求めたところ、「計画の変更はありません」ということであり、採決の結果、本請願は不採択すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第7号、「国民投票法案」の徹底審議と廃案を求める意見書提出について申し上げます。

質疑では、国民の決定権、意思表示を委ねることが、なぜいけないのか、それに対する紹介議員の答弁は、必要性がなく、危険なことであるというものであり、また第9条だけでなく、25条などもなし崩し的にされてしまうので継続ではなく、あくまで廃案であるとの答弁でありました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本請願は不採択すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第3号の質疑を終結いたします。

次に、請願第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第4号の質疑を終結いたします。

次に、請願第6号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第6号の質疑を終結いたします。

次に、請願第7号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第7号の質疑を終結いたします。

これより、請願第3号、幸知・水上統合小学校の早期実現について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

9 番 島崎栄一君。

(9 番 島崎栄一君登壇)

9 番 (島崎栄一君) 反対討論をいたします。

小学校は地域住民にとって、とても大切な施設です。今現在、子供を通わせていない家庭でも、将来、通わせる可能性もあります。

小学校を廃校にするか、存続させるかという重要な決定をするには、最低限、地域住民全員の住民アンケートが必要です。幸知小の学区で住民アンケートは行われていません。住民の意思が分からない中で、統合を進める請願に賛成はできません。

また、統合した後のスクールバスが無料になるのか、保護者負担があるのか、はっきりしていません。もし、バス代がかかるとすれば、今まで無料で歩いて小学校に行けた家庭で、新たな負担増となります。

スクールバスが無料なのか、有料なのかということは、各家庭にとって、今後長く影響する重要な条件であり、そのことがはっきりしない中で統合に賛成するわけにはいきません。スクールバスの保護者負担や夏休みの間のプールに通う方法など、事前に細かい条件を話し合い、決定してから、小学校統合に賛成か、反対か、住民アンケートをするべきです。何も条件が決まらない中でいきなり統合を進めるのは乱暴すぎます。

以上、反対討論です。

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

1 9 番 速水一浩君。

(1 9 番 速水一浩君登壇)

1 9 番 (速水一浩君) 請願第3号、幸知・水上統合小学校の早期実現について、賛成の立場から討論を行います。

この問題は、昨日今日に始まったことではなく、ここ十数年来、水上地区のそれぞれの地域の中でくすぶっていた問題であります。

歴史的には、幸知小学校区の中部中学校と水上中学校は37年前に統合し、統合を体験した親世代が保護者として、子育てをしています。また、近年の少子化により、各スポーツ少年団の活動では、幸知小と水上小の児童が仲良くプレーし、友情が芽生えている光景を目にします。

このような状況の中で、一昨年の耐震問題から、児童生徒の安心安全の観点から、議論が始まり、昨年、みなかみ町教育施設整備計画検討委員会が設置され、その後、水上地区の会議だけでも13回開かれております。

10月16日は、中部5地区の全区民を対象に、耐震問題や少子化、財政問題、それまでの審議内容等を中心に区民会議を開いておりますし、12月1日配布の回覧板においては、全戸にそれまでの経過を周知しています。

また、全区民に対する、島崎議員ご指摘のアンケート調査についてであります。委員会でもしっかりと議論され、その中で先程言われた地域の人達の代表である方々の、「あまりにも短絡的なアンケート調査は危険を伴うのではないか、やはり今子育てをしている親世代の意見やアンケートをしっかりと取り、それに対応すべきではないか」という、そういう審議内容の結果、全戸アンケートをやめ、幼稚園の保護者とPTAに対するアンケート調査を実施しております。

その中で、保護者総数40数名いるわけですがけれども、反対という人は4人程度、その反対という人々も、その後のいろいろな経過を説明する中で、今そういう流れであったら、

致し方ないということで納得をされているというふうには私は聞き及んでおります。

また、先程、島崎議員が言われた地域のシンボルということでもありますけれども、学校は地域のためのものであるのでしょうか。確かに、学校が無くなることによって、本当に寂しくもなるでしょうし、あるいはその後、子供たちがいなくなるというような、そういうご心配もあるかもしれません。でも、現実的には、子供の勉強する場ですよね、学ぶ場ですよね。子供たちのための施設だと思っております。

島崎議員は、以前、臨時教員として、教壇に立っておられたと思います。

子供たちに本当に良い教育環境、子供たちにとって良いものを、私は考えるべきではないかと思っております。地域のシンボルですとか、そういうことを優先にして考えることに私は理解をできません。

以上の理由から、請願第3号、幸知・水上統合小学校の早期実現について賛成の立場で討論に参加をさせて頂き、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第3号の討論を終結いたします。

請願第3号、幸知・水上統合小学校の早期実現についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、請願第3号、幸知・水上統合小学校の早期実現については、採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) これより、請願第4号、幸知・水上統合小学校の早期実現のお願いについて討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9 番(島崎栄一君) 反対討論をいたします。

幸知小、水上小の統合した後のスクールバスが無料になるのか、負担金が掛かるのかがハッキリしていません。もし、バス代が掛かるとすれば、今まで無料で歩いて小学校に行けた家庭で新たな負担増となります。スクールバスが無料なのか、有料なのかということは各家庭にとって、今後長く影響する重要な条件であり、そのことがハッキリしない中で統合に賛成するわけにはいきません。

スクールバスの保護者負担や夏休みの間のプールに通う方法など、放課後のスクールバスが何回出るのか等、事前に条件を話し合い、決定してから、統合に賛成か、反対か全員の全戸住民のアンケートを取って、地域住民の意思を確認して下さい。何も条件が決まらない中でいきなり統合を進めるのは乱暴すぎると思います。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

19番速水一浩君。

(19番 速水一浩君登壇)

19番(速水一浩君) 請願第4号、幸知・水上統合小学校の早期実現のお願いについて、この請願は水上小学校区から出た請願でありますけれども、これについて賛成の立場から討論をさせていただきます。

先程来、島崎議員が、スクールバスが有料か、無料かという議論をされておりますけれども、現実問題として、先程も申し上げましたように、37年前に中部中学、水上中学校は統合しております。

その時点から、通学バスにスクールバスは水上地区はありません。

今の路線バスを一つの通学バスとして使用しており、それに対して規定により補助を出しております。

そのような状況の中で、十分親たちは承知しているわけですし、もう37年間、それを続けてきているわけなので、その辺も十分踏まえての請願を出しているわけですし、できれば義務教育においては、私も島崎議員と同様に、出来得るならばですけれども、財政的に許せば、無料化が良いのではないかという持論もあります。

しかしながら、その辺も踏まえて、十分考えてくれているものと私は理解をしております。あまりにも、いろいろな調査もしないで思いつきの中での討論というのは少し情けない気がするのですけれども、もう少ししっかり実状を調べていただいている討論をしていただけたらということをつけ加えて、賛成討論とさせていただきます。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第4号の討論を終結いたします。

請願第4号、幸知・水上統合小学校の早期実現のお願いについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、請願第4号、幸知・水上統合小学校の早期実現のお願いについては、採択とすることに決定いたしました。

議長(傳田創司君) これより、請願第6号、統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

3番林一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3番(林 一彦君) 請願第6号、統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願について反対の立場から討論をいたします。

新治地区の統合小学校につきましては、現在、体育館部分の建設中であり、来年度には校舎の工事も完了し、平成20年4月の開校を迎えることとなっております。

すでに議会決定されたことをごさいまして、事業が執行されていることを見直しすることは総合的に判断いたしまして、時間的にも経費的にも得策とは言えません。

また、平成20年度統合小学校開校ということで、県教育委員会にも、報告がなされて

おり、教員の配置調整なども検討されていると聞いております。

これから子供を育てる親たちは、この統合小学校の開校を心待ちにしております。

粛々と平成20年度開校に向けて、工事及び事務手続きが進行中であり、喜ばしい限りでございます。したがって、本請願には同意できません。

議員各位のご理解とご判断をよろしくお願い申し上げまして反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

9 番 島崎栄一君。

（9 番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 請願第6号、統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願の原案に賛成の立場で討論をいたします。

現在ですね、新巻小学校の体育館、それから校舎の半分が解体され、建て替えの工事が進んでいます。

財政的にはですね、建て替えよりは校舎については耐震補強等の改修が良いのではないかと考えていましたが、解体された以上はですね、早急に作ってもらいたい、体育館が無い中で授業する子供たちは大変ですから、なるべく早く作ってもらいたい、その建設についてはそれでいいと思います。

しかし、その後にですね、須川小学校、猿ヶ京小学校を廃校にしてですね、統合した方が良いのかどうかということについては、私は未だにですね、教育上も、それから財政上も間違っているのではないかと考えています。

小学生がですね、できる限り地域、自分の住む所の近くに通えた方が良く、遠い小学校よりは近い小学校の方が良いと思います。

しかし、いろいろな状況の中で、入須川小学校は統合しました。全校でですね、20人、それから学年の中に入学者の出ない学年も出てくるという状況の中で、ここまで来れば、須川小学校にバスで行って、統合しようということによって統合されたわけです。

そのような総合的な判断の中で、統合、それから統合しないということは判断されるべきだと思っています。

そういう中で、今現在のですね、須川小学校の児童数は116名、1クラスが20名前後です。それから猿ヶ京小もですね、77人、12～13人平均ということになっています。

以前ですね、入須川小学校はそのような人数に達しない中で、50人とかですね、60人といった、今の猿ヶ京小、須川小の人数に足りない中でも、別に問題なくですね、地域の小学校として、教育機関として、やっていましたし、立派にですね、卒業生も活躍しています。ですから、人数面でいって、急いでですね、この統合を進める理由にはならないんじゃないかなあと思っています。

日本のですね、義務教育、基本的には明治維新からですね、その基礎が固められてきたと思いますけども、この長い歴史の中で、小学校は、基本的には児童数ではなく距離、通

学距離の中で配置されてきました。通える範囲に小学校を置くと。

児童数については都会は多いし、田舎は少ない、これはまあしょうがないと、そういう中で、ただ通学困難な距離を通わせるよりは少ない人数でも小学校はやると。藤原小などはそういう意味だと思います。

そういう中で、小学校は専門教科の先生が教えているわけではなく、一人の先生が全教科を教えますので、各学年1名ずつの教員配置で十分に教育ができます。

さらに少なくなってきたときに、3年生と4年生、5年生と6年生を一緒にするという、そういうクラス編成も日本はやってきましたし、文部科学省もそういう制度として認めていました。

ですから、出来る限り、その距離ですね、通学条件等を考えた中で配置されているわけですから、今みなかみ町で進めようとしている、この小学校の統合は日本の教育の常識から言うと、ちょっとはずれているんじゃないかと思っています。

実績のあるですね、日本全体でやっている制度に則れば、それほど問題は起きないと思いますけども、新しいこと、まあ新しいことを挑戦することも必要なかもしれませんが、新しいことにはリスクが伴うと思います。

そういう中で、この新治の小学校統合については、まだその統合することのデメリット等をですね、そういう話し合いが、まあ確かに6年間も話し合われてきましたがまだ本当の議論はされてないんじゃないかと思いました。教育上はそういう理由でですね、存続した方が良くと思っています。

次にですね、財政的な面なんですけども、3校ある施設がですね、3校ある施設が1つにまとまれば、基本的には経費等が安くなるというのは分かります。

しかし、この小学校統合については、3校ある小学校を統合しても、須川小も猿ヶ京小も別の施設ということでやるという予定になってますんで、実は統合しても施設数は減らないんですね。

小学校でなくなっても、また別の施設で運営する限りは、その経費がかかるわけです。

さらにはその別の施設にするための改装費、数千万円かかります。さらに今現在は歩いて行ける小学生もスクールバスで行くという経費がかかかりますので、総合的に統合を進めると、新巻の校舎については建てるということが決まっていますから、それ以外のこれから建てた後に統合するという経費面を考えれば、数千万円はですね、さらに出費が嵩むのではないかと思っています。

今現在、町は大変に財政難ですので、無理にですね、統合を進めるのは財政的にも間違っているのではないかなあとしますので、この請願は良いことだと思いますので、賛成いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第6号の討論を終結いたします。

請願第6号、統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決すること賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、請願第6号、統合校舎計画の見直し及び須川小・猿ヶ京小の存続を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

- 議 長（傳田創司君） これより、請願第7号について、討論に入ります。
本請願に対する委員長の報告は不採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第7号の討論を終結いたします。
請願第7号、「国民投票法案」の徹底審議と廃案を求める意見書提出についてを採決いたします。
本請願に対する委員長の報告は不採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、請願第7号、「国民投票法案」の徹底審議と廃案を求める意見書提出については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第8 請願第1号 諏訪峡遊歩道について
請願第2号 町道の一部を消雪道化へ改良について
請願第5号 藤原地区活性化について

- 議 長（傳田創司君） 日程第8、請願第1号、諏訪峡遊歩道について、請願第2号、町道の一部を消雪道化へ改良について、請願第5号、藤原地区活性化について、以上3件を一括議題といたします。
所管の委員長報告を求めます。
産業観光常任委員長久保秀雄君。
（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）
- 産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました請願第1号、諏訪峡遊歩道について、請願第2号、町道の一部を消雪道化へ改良について、請願第5号、藤原地区活性化について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。
審査に先立ち、担当課長及び課長補佐等の同行を求め、現地調査を実施し、現況を十分調査した上で請願審査入りました。
本請願は、現在通行止めとなっている諏訪峡遊歩道の「笹笛橋」から、「もみじ橋」までの一部区間の通行止めの解除を求めるものであります。
諏訪峡遊歩道は、現地調査の結果、落石等の危険箇所が多数指摘され、現在、笹笛橋下流地点から、銚子橋の間が通行止めとなっています。水上地区においては、まちづくり交付金事業を活用して、町の活性化のための諸施策が現在進められております。
笹笛橋の架け替え、右岸・左岸の整備、遊歩道の整備を中心とした計画の変更が2月に認められ、18～20年度にかけて計画されています。その中に、もみじ公園までの整備が含まれています。諏訪峡は水上地区にとって、重要な観光施設の一つであります。

各委員からは、全線通行できるように、右岸ルートの開発等、研究が必要ではないか等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は全会一致を以て、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号、町道の一部を消雪道化へ改良についてご報告いたします。

請願趣旨は、町道穴平線の国道17号線より70mの無散水化を求めるものであります。

各委員からは、吹路地区は三国峠の標高700mに位置し、積雪寒冷地であり、道路改良の必要性は理解するが、迂回路が近く、もっと緊急性の高いところもある、経費の面から困難である、塩カル・砂等に対応できないか等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は多数を以て、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号、藤原地区活性化についてご報告いたします。

請願趣旨は、藤原地域で発生する大規模固定資産税や交付金は、当該地域の発展、地域の活性化のために地元に還元するよう求めるものであります。

審議に先立ち、紹介議員であります、穂苺清一議員より請願内容について説明を受け、審議に入りました。

各委員からは、行政運営の基本である税を、発生する特定した地域だけに還元する請願趣旨の紹介議員となること自体に問題はないのか、旧水上町時代より、藤原地区の発展・活性化のための諸施策を他の地区と同様に公平・平等に実施してきた経緯がある、税は町の収入であり、施策等とおして、公平・平等に還元されるべきである等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は多数を以て、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、藤原地区は豪雪地であり、また、道路が一本であります。災害時には孤立してしまう危険性があり、町長も提起している玉原道路の早期着工は重要な課題であります。

観光を主要産業とする当町にとって、藤原地域は欠かすことのできない観光エリアであります。各委員からは、これらの課題については、引き続き推進を求める意見があったことを申し添えます。以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第1号の質疑を終結いたします。

次に、請願第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第2号の質疑を終結いたします。

次に、請願第5号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8 番(穂苺清一君) 今、委員長報告がありましたけれども、私は当委員会に対して、説明のために出席いたしました。請願事項について、3項目ありまして、それについて逐一説明をいたしました。また質問も受けました。

これについては、何ら異論はなかったかというふうに私は感じております。

しかしながら、その時、出た問題としては、藤原地区の固定資産税等の、それから交付金を、この地域に還元させるということで、一定の配慮を示してもらいたいという前段の

項目があったかと思いますが、それについての異論が出たのは現実であります。

そうなった場合に、それぞれの地域には、それぞれ大規模の固定資産税の施設、この請願の冒頭にある文言で、大規模の固定資産税の税収と交付金の税収ということが、こ請願の中で一番引かかってきた問題だということを確認しております。

そうやってきた場合に、他の地区において、旧新治村あるいは旧月夜野町においても、このような事案はあろうかと思えますけれども、そういう点での関連で、こういう趣旨の請願が、なぜ好ましくないのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員長、久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 委員長報告の中でも申し上げましたように、町の税収というのは特定の場所に使われるものではなくて、いろいろな施策等を通して、各地域に公平平等に還元されるべきものであるということで、請願第5号の冒頭に書いてあります「藤原地域に還元して下さい」という、この内容については受け入れることが出来ない、ということでもあります。

今、穂苅議員が言われましたように、具体的に3項目が上げられているわけですが、それは先程申し上げましたように、これらの課題については「引き続き推進をしていく」ということで、委員会の中では意思統一をされております。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第5号の質疑を終結いたします。

これより請願第1号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第1号の討論を終結いたします。

請願第1号、諏訪峡遊歩道についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号、諏訪峡遊歩道については趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長（傳田創司君） これより請願第2号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。

請願第2号、町道の一部を消雪道化へ改良についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号、町道の一部を消雪道化へ改良については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) これより請願第5号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9 番(島崎栄一君) この請願にはですね、「県道及び町道の危険箇所、事故多発地帯の改良及び無雪化を促進すること」という要望が入っています。このようなことをするのはですね、行政の基本的な役目だと思います。ですから、不採択というふうにするのは良くないのではないかと、趣旨採択なり、採択なりした方が良くないかと思っておりますので、この請願には不採択ではなく、採択の方でやってもらいたいなあと思っております。

議 長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第5号の討論を終結いたします。

請願第5号、藤原地区活性化についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、請願第5号、藤原地区活性化については、不採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) この際休憩いたします。11時45分より再開いたします。

(11時32分 休憩)

(11時45分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 陳情第2号 みなかみ町奥平地区防火水槽（40t級）設置のお願い

議長（傳田創司君） 日程第9、陳情第2号、みなかみ町奥平地区防火水槽（40t級）設置のお願いを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました陳情第2号、みなかみ町奥平地区防火水槽（40t級）設置のお願いについて、委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

農政課より、資料提供を求め審査に入りました。この事業に伴いまして、補償費、防火水槽地も、地元の方々から提供していただける準備が整っておりまして、質疑の多くも早急に対応すべき案件である、地元の方々のお住まいは、水利の確保がやや難しい地域に住んでおられます。早急に40tクラスの防火水槽の確保が急務であるということでした。

担当課長からは、消防委員と協議しながらも早急に対応したいとのことでありました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより陳情第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、陳情第2号の質疑を終結いたします。

これより陳情第2号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、陳情第2号の討論を終結いたします。

陳情第2号、藤原地区活性化についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号、みなかみ町奥平地区防火水槽（40t級）設置のお願いについては、採択とすることに決定いたしました。

日程第10 陳情第3号 箕輪日影地区の道路改修工事について**陳情第4号 国道17号線羽場押出地内から羽場廻戸地内までの下り車線に歩道を設置して下さい**

議長（傳田創司君） 日程第10、陳情第3号、箕輪日影地区の道路改修工事について、陳情第

4号、国道17号線羽場押出地内から羽場廻戸地内までの下り車線に歩道を設置して下さい、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 日程には載っておりませんが、陳情第1号についても、併せてご報告いたします。

本委員会に付託されました陳情第1号、下津地内の水路拡張工事のお願い、陳情第3号、箕輪日陰地区の道路改修工事について、陳情第4号、国道17号線羽場押出地内までの下り車線に歩道を設置して下さい、以上3件を一括して、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査に先立ち、担当課長及び課長補佐等の同行を求め、現地調査を実施し、現況を十分調査した上で、陳情の審査に入りました。

陳情第1号の趣旨は、下津地内の水路の改修を求めるものであります。

今回の陳情箇所の上流は2kmほどあり、下流部だけを改良しても、上流部を改良しなければ改良の効果が期待できない、以前、改良工事が計画されたが、地権者の協力が得られず未着工となっている、もう一度調査をして結論を出すべき等の意見があり、以上、質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致を以て、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号、箕輪日陰地区の道路改修工事についてご報告いたします。

本陳情は、箕輪日陰地区の道路改修及び箱崎地区の道路の拡幅を求めるものであります。

各委員からは、現状の上にアスファルト舗装してもすぐに駄目になる、改良するならば4m道路にしなければ改修の意味がない、4m道路にするには地権者の協力が欠かせない等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本陳情は、全会一致を以て、趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号、国道17号線羽場押出地内から羽場廻戸地内までの下り車線に歩道を設置して下さいについてご報告申し上げます。

本陳情は、国道17号線羽場押出地内から廻戸地内までの下り車線に歩道設置を求めるものであります。

国道17号線は、大型トラックをはじめ交通量が多く、現状は歩道が途中で中断され、子供たちの通学、地域住民の移動等、大変危険な状態にあります。

各委員からは、道路敷きも確保されており、歩行者の安全を確保するためにも、歩道の整備が必要である等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより陳情第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて陳情第3号の質疑を終結いたします。

次に、陳情第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて陳情第4号の質疑を終結いたします。

これより陳情第3号について、討論に入ります。
本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、陳情第3号の討論を終結いたします。
陳情第3号、箕輪日影地区の道路改修工事についてを採決いたします。
本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
本陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号、箕輪日影地区の道路改修工事については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) これより陳情第4号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、陳情第4号の討論を終結いたします。

陳情第4号、国道17号線羽場押出地内から羽場廻戸地内までの下り車線に歩道を設置して下さいを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号、国道17号線羽場押出地内から羽場廻戸地内までの下り車線に歩道を設置して下さいは、採択とすることに決定いたしました。

日程第11 議案第26号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について
議案第33号 平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算
(第2号)について

議 長(傳田創司君) 日程第11、議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について、議案第33号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第2号)についてを一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました議案第26号、平成18年度みなか

み町一般会計補正予算（第5号）について、議案第33号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第2号）について、委員会における審査の経過と結果について、以上2件を一括にてご報告申し上げます。

まず、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ5億2,700万円を追加し、予算の総額を152億8,080万円とするものであります。

まず、歳入の大きなものとしては、町税滞納分固定資産税繰越分3億320万円や合併補助金、総額にして1億9,800万円などが上げられます。

歳出の大きなものとしては、合併補助金より情報政策費、電算システムに係わる清算等が上げられ、他に群馬サイクルスポーツセンター利子を含む損失補償費約3,800万円、また、同様に水上リゾート開発に関わる奈良俣キャンプ場を含め、1,440万円の損失補償が加わります。

質疑では、敬老バスの事業費が、480万円減額となったのは、利用者減少に伴うとのことであり、また資源リサイクルセンターについても、問題提起となりました見込み料の30%しか利用がなく、それらに伴う人件費委託料500万円の減額計上であり、今後の活用について課題となりました。

また、商工費、小口資金融資促進事業費462万9千円の損失補償については、2回くらいの返済で滞ってしまう借り手に対しての資格審査のあり方についての指摘があり、今後の大きな検討課題でございます。

水上地区の給食センター老朽化による衛生上の質疑がありましたが、現在のところ大きな問題などは無いとしながらも、屋根の損傷が激しく、修繕料400万円が計上されております。

新治地区の町営赤沢スキー場については、今シーズンは暖冬により3分の1しか営業が出来なかったため、繰出金450万円が計上されておりますが、今シーズンは特別としても、これ以上赤字が累積するようでは閉鎖の考えはないのかとの質疑には、赤沢スキー場には、冬季の雇用対策や冬スポーツの振興等、地域にとっては重要な施設であり、また閉鎖した場合、国へ補助金の返還や現状復帰等を求められることが予想され、大きな費用が掛かることもあり、現況下の運営は大変厳しいとも、何とか頑張っていきたいとのことでした。以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告申し上げます。

歳入歳出それぞれ94万円減額し、総額924万円とするものであります。

この内訳につきましては、バス車両を購入したところ、予算より安く購入できたことによる減額でございます。以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第26号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

次に、議案第33号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

これより議案第26号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 議案26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について、反対討論を行います。

合併後、初の本格的予算となった一般会計予算ですが、町民の声が「合併して良かったことは何もない」と、町中から聞こえております。

本補正予算は、町の失政の尻ぬぐい予算言われても仕方がないのではないのでしょうか。

元山田節子町長が取締役だった時に債務保証した、水上リゾート開発株式会社に対する損失補償が1,440万円、旧3町村が関わった群馬サイクルスポーツセンター借入金に対する損失補償3,804万円が支出されようとしています。

水上リゾート開発株式会社には、この他に3,400万円の出資金が紙くず同様になりました。群馬サイクルスポーツセンターには、当初予算で1,200万円もの損失補償を計上しており、合わせて18年度中に5,004万円を支出しなければなりません。

観光業が疲弊し、旅館の民事再生の申請もありましたが、その後、解雇された従業員もいます。こうした従業員に対する救済の手を差し伸べることも出来ずしております。

本来、町の予算は、こういう困っている人に、町民の期待に応えるよう編成されるべきだということを申し上げて、反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について賛成の立場から討論に参加いたします。

本案は、町税の滞納分の徴収と合併補助金の追加交付に伴う増額補正が主の内容となっております。

町税滞納分については、今後財政運営を考慮して、ほぼ全額の3億3千万円を減債基金に積み立てるものであり、合併補助金については、町村合併により実施した電算システムの経費、道路台帳補正などの経費であり、必要不可欠な補正であります。

群馬サイクルスポーツセンターの損失補償は、旧町村で確定した残債務を財源に若干の余裕が出来たことにより、一括返済するものであり、金利負担の軽減も図れることから、了承すべきものであります。

地方債の補正については、事業期の確定により減額と、交付税参入のない県資金借入をやめるなど行政側の努力が伺えるところであります。

以上の理由から、本案件は可決すべきものとし、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第26号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第33号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、平成18年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（傳田創司君） この際休憩いたします。13時05分より再開いたします。

（12時15分 休憩）

（13時05分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議案第27号 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第28号 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第4号）について

議案第29号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第30号 平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第31号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について

議案第32号 平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について

議長(傳田創司君) 日程第12、議案第27号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてから、議案第32号、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてまで、関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました議案第27号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてから、議案第32号、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてまで、以上6件を一括して、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

はじめに議案第27号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

担当課より、詳細説明の後、質疑に入りました。

委員からは、保険財政共同安定化事業拠出金の事業内容について質問があり、1件30万円を超える高額医療費が対象となる旨の説明がありました。

また、人間ドッグについて、集団検診受信者は対象とならないかとの質問については、人間ドッグは任意であり、受信者についても対象となり得る旨の説明がありました。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)についてご報告申し上げます。

担当課より説明の後、質疑に入りました。

委員からは、医療給付費と医療支給費の違いについて質問があり、医療給付費は病院などの一般的な医療費が該当し、医療支給費は医師の処方に基づくマッサージなどが該当する旨の説明がありました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第29号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご報告申し上げます。

担当課より説明の後、質疑に入りました。

委員からは、給付サービス費が減額支給されているが、行き届いたサービスが行われているのか、また介護の人数は足りているのか等の質問があり、サービス給付は本人の希望によりサービス提供事業所との契約に基づき給付されており、ほぼ需要に見合った給付がなされていると考えます。また、介護するヘルパーなどについても、ほぼ充足されている旨の説明がありました。

保険料の滞納はあるのかとの質問については、平成17年ベースでの収納率は約97%である旨の説明がありました。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第30号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご報告申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ691万円を減額するもので、主なものとしては、歳入においては使用料及び手数料を740万円を減額し、歳出においては簡易水道費、施設費で691万円を減額するものであります。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第31号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について申し上げます。

既定の予算に歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ739万1千円を減額するものであります。

主なものとしては、使用料及び手数料が368万9千円の減額、町債において550万円の減額であります。

歳出においては、公共下水道費556万2千円と汚水処理施設整備費の419万4千円の減額であります。担当課より使用料、流域下水道の建設負担金等々の減額の説明の後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第32号、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてご報告申し上げます。

まず、収益収入及び支出であります。収入においては給水収益水道使用料680万円の減額が主なものであり、支出におきましては営業費用の260万4千円の減額であります。

資本的収入及び支出につきましては、収入において企業債の2,090万円の減額であり、支出については、建設改良の2,518万6千円の減額であります。担当課より、給水収益の減少は観光客の入り込み減の影響であること、借入金利息50万円の減額は利率の変更による旨の説明の後、委員からは企業債の減額は次年度に改修工事等を実施するのかの確認の後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上、6件一括して申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第27号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

次に、議案第28号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

次に、議案第29号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

次に、議案第30号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

次に、議案第31号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

次に、議案第32号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

これより議案第27号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第28号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第29号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予

算(第4号)について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第30号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、平成18年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第31号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第5号)につい

てを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより、議案第32号、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、平成18年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第34号 平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第35号 平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について

議 長(傳田創司君) 日程第13、議案第34号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第34号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)についてを一括して、委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

担当課長、課長補佐、係長等の出席を求め審査を行いました。

最初に議案第34号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)

について申し上げます。

今回の補正は、近年にない暖冬の影響により、例年の3分の1程度の営業期間で営業を終了したことによるものであります。

歳入歳出それぞれ747万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,412万6千円とするものであります。

歳入では1目使用料でリフト等の使用料808万6千円を減額、2目事業収入で食堂及び売店売上げで388万円を減額し、一般会計より450万円を繰り入れるものであります。歳出の主なものは事業費で賃金400万円、食堂原材料費170万円、燃料費80万円を減額し、旅費5千円、使用料及び賃借料7万6千円、スキー場連絡協議会負担金2万5千円を増額するものであります。

各委員からは、営業日数・客の入込みは、来年度の営業はどうするのか等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,962万9千円を減額し、歳入歳出の総額を3,656万2千円とするものであります。

歳出の主なものは、計画をしていた町営第1号源泉掘削工事の申請手続きが間に合わなかったことから、委託料230万円、工事請負費1,300万円、配管等の大きな修繕がなかったことから、修繕費349万4千円を減額するものであります。

歳入は、源泉掘削工事が実施できなかったことから、基金繰入金1,962万9千円を減額するものであります。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第34号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

次に、議案第35号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

これより議案第34号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第34号、平成18年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、平成18年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第36号 平成19年度みなかみ町一般会計予算について(分割審議)

日程第15 議案第37号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について

議案第38号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算について

議案第39号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第40号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について

議案第41号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

議案第42号 平成19年度みなかみ町水道事業会計予算について

日程第16 議案第43号 平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について

議案第44号 平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について

日程第17 議案第45号 平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について

議案第46号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

議 長(傳田創司君) 日程第14、議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算についてから、日程第17、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまでは関連する議題でありますので、以上11件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

まずはじめに、総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算についてのうち総務文教常任委員会付託分について、また議案第43号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算及び議案第44号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、以上3件を一括して、委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず歳入全般については、歳入総額は127億8,300万円とするもので、前年対比2.1%減の2億6,890万円であります。特出した事項はありませんが、1款町税の増収や13款使用料及び手数料については、平成19年度より懸案事項でありました体育館使用料等を有料化するなど、小さな一歩としても、この意識改革に踏み切ったことに評価をするものであります。

委員会で議論となりますのは、16款財産収入、不動産売り払い収入1億円であります。委員からは、見込みのない売却益を計上することによる不適切な考え、架空との質疑がありましたが、答弁では財政改革に強い意気込みで取り組んで行きたいとのことであり、決して架空の計上ということではなく、町有財産の内、長期にわたって眠っている不要に等しい資産は売却の方針で財政の健全化に努めて行きたいとの姿勢であり、既に準備を進めているとのことでありました。

現実に数箇所についての引き合いの話もあるようで、公有財産という正確上、その公募については様々なことを想定して、慎重に対応を考えていきたいとのことでありました。

次に、本委員会付託分の歳出についてご報告いたします。

主だった新規の事業としては、町章等の作成に100万円、具体的なプランはまだ白紙ということですが、2款総務費負担金及び交付金では、都市との地域間交流として、利根川上下流交流がありますが、中身については東京・江戸川区の一部地域と防災協定を結びながら、互いに交流を深め、有意義な振興を図って行きたいとのことであり、上下流を中心として、総額約300万円の予算計上であります。

10款教育費については、新教育システム開発プログラム費として、国100%の補助786万6千円が計上されておりますが、これは文部科学省、国のモデル事業であります。

内容としては、小中学校併設校に関する研究や、それらに伴う空き校舎の利用法を含めた研究費であり、3年間の継続事業であります。

また、社会教育関係では、青少年健全育成費371万円ですが、これは放課後子供教室、安全管理員謝金として計上されておりますが、内容としては週一回くらいの割合で放課後の子供たちの居場所づくりの事業であります。

また、新治村史編集費416万6千円は、平成20年度完成予定の製本に関わる事業であります。

給食センター費については、3地区の給食センター調理員についてを民間委託の方向であり、月夜野地区約3,100万円、新治地区約3,000万円、水上約2,860万円ということで、今後の人件費の関係で正確な数値はつかめないものの、総体的には経費削減になるようであります。

質疑では、2款総務費登記事務委託料340万円が計上されておりますが、これら登記について職員で対応できないものかとの質問に、仮に司法書士等に依頼したと試算いたしますと、実績において年間約520万円掛かる計算で、現在の委託料が340万円であり、

約180万円の節減に努めているとのことであります。

しかしながら、今後については、職員を育成して、出来得ることはなるべく職員対応にしていきたいとのことであります。

教育総務費、三国会研究事業費30万円については、18年度では教職員会補助金として、40万円計上されていましたが、名目を「三国会」に変更したものであります。

内容としては、小中学校の先生の勉強会、また子供スキー大会、水泳大会等、子供スポーツ振興に運用されているとのことであります。

最後に、小学校費、小学校要保護・準保護・児童就学援助費43万8千5百円については、現在の問題点や今後の対応について質疑がありました。この関係は、所得や家庭環境を勘案し、就学援助が得られるもので、以前は国の補助もありましたが、現在は100%が町の支出であり、年々出費が増えている現状であります。

その背景には、兄弟で認定されるケースが多いことなどが上げられ、認定基準の問題点もあり、今後は民生委員さんに協力いただき、家庭の就労状態などの把握をしっかりと、的確な認定作業を行ってきたいとのことであります。

これらの関係については、給食費の滞納問題にまで連鎖があり、規範の失墜につながりかねない大きな問題で有意義な議論となりました。参考までに小学校では月夜野地区33人、新治地区35人、水上地区13人、中学校では月夜野地区22人、新治地区21人、水上地区9人です。以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第43号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてご報告申し上げます。

新年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ940万円と定めるものであります。

現在、観光センター使用料3件合わせて、251万4千円が主な収入源ですが、今後は、新観光協会から使用願いがあるそうですが、所有者は利根沼田広域圏ですので、使用料等の話も含めて、今後検討していきたいとのことでございます。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第44号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

新年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ512万円と定めるものであります。

殆ど前年度実績の精査に基づいた予算でございます。以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ一括しての委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 次に、厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 本委員会に付託されました議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算についてのうち厚生常任委員会付託分、議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算について、議案第39号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について、議案第41号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、議案

第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上7件を一括して委員会における審査の経過と結果についてご報告致します。

まず、議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算のうち厚生常任委員会付託分について、申し上げます。

担当課より説明の後、委員からは高齢者配食サービスの利用人数について質問があり、週1回の配食を110名程度見込んでいる旨の説明がありました。

また、広域圏老人ホーム管理費の負担金は予算額で確定なのかとの質問に、負担率については協議中であり、現在の規則により算出した金額である旨の説明がありました。

次に4款衛生費であります。環境課より説明の後、質疑に入りました。

各委員からは、I K E立替分は、いつ清算するのか、なぜ立て替えしなければならないのか、資源収集車の形式はどのような車輛か、発電施設の利用は考えていないのか等々の質問があり、I K E立替分については企業名では契約できない制約があり、みなかみ町として対応する分の立替分であること、また発電施設は修理に2億円掛かるために、現在は考えていない旨の説明の後、以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてご報告申し上げます。担当課より詳細説明の後、質疑に入りました。

委員からは、税率改正について素案を示せるのかとの質問があり、新年度予算案は基金の取り崩し、予備費の縮小など厳しい予算編成をしておりますので、今後保険税の改定等を含めて、適切に対応したい旨の説明がありました。以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算についてご報告申し上げます。

担当課より詳細説明の後、質疑に入り、委員からは平成20年度以降の本特別会計について質問があり、平成20年度以降は後期高齢者医療制度に移行することとなるが、平成20年度の1ヶ月間だけ本特別会計が残る旨の説明がありました。以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第39号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。担当課より詳細説明の後、質疑に入りました。

委員からは税制改正による激変緩和措置は予算に盛り込まれているのかとの質問があり、激変緩和措置は、平成18年度と平成19年度の2年間にわたり、実施されることから、本予算案に反映させている旨の説明がありました。以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算についてご報告申し上げます。担当課より詳細説明の後、審議に入りました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,600万円で、前年対比125%であり、主な支出は、平成23年まで予定している石綿管更新工事のほか東部簡易水道水源変更工事費であります。

委員からは、検針員の人数は几人か、基金はいくらあるのか、町債の利子が高いのではないかなどの質問があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第41号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,900万円で、922万1千円の増額であり、主なものは公共下水道建設工事費7,073万円で、公共下水道維持管理費及び流域下水道維持管理費負担金等を合わせますと2億2,702万9千円であります。

担当課より説明の後、審議に入り、合併浄化槽の補助金が減額されている旨の質疑があり、県補助金が3分の1から、平成19年度は5分の1になり、平成20年度には無くなる可能性がある旨の説明の後、合併浄化槽は何基分の予定なのか等々の質問があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

担当課より、石綿管更新工事予定とメーター器の交換修繕の細部説明を受け、石綿管においては、水上地区を平成19年より平成27年までの9ヶ年計画で更新工事予定であります。

また、平成19年度の収支予定は、水上地区で1立方メートル当たり20円の値上げにより、事業収益2億9,145万3千円で、事業費用は2億7,170万9千円で差引き1,974万4千円の経常利益を予定しているとのことであります。

また、累積欠損額は、18年度末で5億1,473万6千円で、19年度末では4億5,499万2千円を予定しているとのことであり、一時借入金についても18年度末1億7,700万千円、19年度末1億5,500万円を予定しており、年々減少するものと説明を受けました後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。以上、申し上げ議案第36号から議案第42号まで一括しての委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 次に、産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算のうち産業観光常任委員会付託分について、議案第45号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について、以上3件を一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まずはじめに、議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算のうち産業観光常任委員会付託分についてご報告申し上げます。

一般会計歳出5款労働費1,703万円の主なものは、21節貸付金1,600万円で、労働金庫への預託金であります。

6款農林水産業費は、農業委員会費4,122万4千円、農村応援事業費592万1千円は、猿追跡調査委託料とテレメーターを4セット購入するものであります。

畜産業費高島牧場対策費977万円は、現況復帰作業を行うものであります。7款商工費2目観光振興費11節印刷製本費1,158万8千円は、5ヶ国語パンフレットの作成費等であります。

8款土木費2項道路橋梁費4目橋梁維持費13節委託料8,370万円は、町道原～洞

線の耐震補強、町道藪田20号線沢入橋耐震補強、町道十二原12号線上津人道橋耐震、藪田水管橋耐震補強工事をJRへ委託するものであります。

4項都市計画費17節公有財産購入費3千万円、22節補償補填及び賠償金9,850万円、これはまちづくり交付金事業による温泉公園用地の取得及び建物の補償であります。

11款災害復旧費は、予算枠を確保するための計上であります。

各委員からは、まちづくり交付金事業による温泉公園用地の取得及び建物の補償については、細心の注意を払い、慎重に取り扱いをするべきとの意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について、ご報告申し上げます。

予算総額を歳入歳出それぞれ2,123万円に定めようとするものであります。

歳入では、1款事業収入985万7千円はリフト・貸しスキー等の使用料、食堂等の事業売上げを492万円としております。

繰入金については、基金繰入金194万7千円、一般会計繰入金を350万円としております。

次に歳出ですが、1款スキー場事業費2,122万5千円が計上されておりますが、主に臨時職員の賃金674万7千円、光熱水費、燃料費等の665万4千円、国有林借上げ料及び賃借料231万7千円、食堂の原材料費266万8千円であります。

各委員からは、委託料の圧縮を求める意見等があり、環境課が窓口として交渉に当たるとの答弁があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

歳入歳出それぞれ5,523万円に定めようとするものであります。

歳入の主なものは、受湯権利料の徴収強化を図り、使用料収入を2,804万7千円としております。

次に歳出の主なものは、1項温泉事業費2目温泉管理費の配湯管改修費430万円、町営第1号源泉の改修費として、設計委託料340万円、工事請負費1,700万円であります。各委員からは、未収金に対する意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長(傳田創司君) 以上で委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。まず、議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

次に議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

次に、議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

次に、議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 東部簡水水源変更工事費5千万円のことについて質問なんですけども、ポンプアップだと思うんですけども、毎分何リットルくらいを予定しているのか、それからポンプアップの電気代は年間どのくらい掛かりそうなのか、それからそのポンプは何年くらいですね、保つのか、また故障した場合はその交換の費用等はどのくらい掛かるのか教えて下さい。

議長(傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) ただ今の島崎議員からご質問でありますけれども、委員会といたしましては質疑しておりませんので、お答えすることができません。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

次に、議案第41号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。
次に議案第45号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。
次に、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。
これより議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9 番(島崎栄一君) 一般会計について反対ということで、意見を述べます。

予算を見れば、町の進む方向が見えます。どのような町政が行われるかが、数字となって現れます。そういった視点で、平成19年度のみなかみ町の予算を見たとき、進むべき方向が違うのではないかと、間違っているのではないかと思います。

財政破綻した夕張市からは、重い負担と低いレベルの行政サービスを嫌って住民が逃げ出しています。せっかく再建計画を立てても、人口の減少が止まらなければ、再建が失敗する可能性もあります。

いろいろな報道により、各市町村によって負担やサービスが違うことが認識され、自治体が住民から選ばれるようになってきました。財政が健全でサービスの良い町は、住民が移り住み、より一層財源が豊かになって、さらにサービスが充実する好循環になります。

財政が悪化して、サービスの悪い町は、住民がじわじわと流れ出し、さらに財源が減ってサービスも低下する悪循環になります。これからは、自治体間の競争です。知恵を絞り、より良い住民サービスをより安い住民負担で実現している町が勝ち組です。

自治体の本来の目的、住民が住みやすい町にすることを、ただひたすらに、真剣に取り組まなければなりません。

みなかみ町の平成19年度の予算を見たとき、スクールバスが無料になっていません。

これまで議会の研修で行った他の町村はみんな無料でした。義務教育のスクールバスが未だに有料などというのは、人並みの住民サービスが行われていないということです。

他の町村より一歩も二歩も遅れているということです。

住む場所によって、義務教育の小学校・中学校に通うにも、お金が掛かってしまう町、それが今のみなかみ町です。

新治の羽場の方と話をしたとき、「息子が家を建てようとしたけど、羽場からは小学校も遠いし、スクールバスも無いから、沼田に家を建てた」と言っていました。もし、小学校から、3km近くある羽場にスクールバスを走らせ、保護者負担も無料でやっていたら、その息子さんは羽場に、親の近くの実家の土地に家を建てたかもしれません。

うららの郷の住宅団地も、団地開設の時から、スクールバスを走らせ、負担も無料で通学できるようにしておけば、今よりもっと区画が売れていたと思います。うららの郷のパフレットには、新巻小学校まで約2.3km、新治中学校まで約3.6kmと書いてありま

す。

購入を検討した人、このパンフレットを見た人が、学校までの距離が遠いことを心配したときに、スクールバスが無料で利用できることになっていれば、安心して区画を購入したことでしょう。家が建てば、固定資産税が入ってきます。月1,300円程度のスクールバス利用料を無料にしても、財政的にはむしろプラスになるでしょう。

町に住む住民が増えれば、日常生活でもお金が使われ、町の商店や床屋さんが潤います。人が増えれば、住民も町も収入が増えるのです。

去年の3月議会でスクールバスの無料化について、町長に質問したところ、「そんなに先としては考えておりません。今年、新年度早々にスクールバス対策検討委員会を立ち上げてもらいますので、今年度中にはスクールバス無料化についての方向付けをですね、まず、していきたいと、このように考えております」と、このように答弁してもらいました。

期待をしました。スクールバスの無料化が、この町でもやっと実現するのではないかと期待をしました。

ところが、平成18年度早々に出来るはずだったスクールバス対策検討委員会は、未だに出来ていません。平成19年度の予算でもスクールバスの無料化が予定されていません。がっかりしました。

ちょっと話が変わるんですけども、以前、前橋市に住んでいた時、ちょくちょく銭湯に行きました。風呂から上がって、牛乳を飲んで、そこにたむろしている常連さんと話をしました。銭湯は住民の「ふれあい交流館」でした。銭湯は当然民営で、前橋市から援助を受けているわけでもなく、利用料で立派に経営されていました。

一方、みなかみ町のふれあい交流館は、来年度1千万円も町から財源を投入することになっています。民間でやっていけるものに、町が毎年、1千万円も出しているようでは、健全な財政にはなりません。

民間でやること、町がやるべきことをもっと厳密に区別し、財源を節約して下さい。

こういった支出を見直して改善すれば、スクールバスの無料化のための財源500万円は捻出できると思います。もっと知恵を絞って、アイデアを出して予算を組んで下さい。出すべき金、節約すべき金の選択をもっと適正に判断するべきです。

みなかみ町の平成19年度一般会計予算は、修正が必要です。町民のために、町の将来のために修正が必要です。このままの予算に賛成するわけにはいきません。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2番(阿部賢一君) 議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算について賛成討論を行います。

地方税収の増額で、地方自治体の自主財源は微増する見込みと言われておりますが、潤うのは都市部の自治体に限られ、地方交付税に依存する多くの自治体の財政状況は一層厳しくなっている昨今でございます。

このような状況下、多くの小規模自治体は、交付税削減を契機に保育料や施設使用料の値上げに着手しております。当町においても、財政状況が、厳しいことは合併以前から周知の事実でありました。このような状況を乗り切るべく、町村合併を決断し、活路を見いだそうと関係者が努力して今日に至っております。

みなかみ町では、昨年11月に財政計画を策定し、議会をはじめ広報誌によって、町民

にも町の財政状況と今後の財政運営について説明がなされたところであります。

この間には、財政破綻による赤字債権団体への転落という夕張ショックを受けました。

さて、平成19年度一般会計予算においては、何よりも財政改革元年と位置付け、人件費をはじめとして、歳出削減が図られております。

また、組織の機構改革や施設の統廃合にも視野が向けられており、年度中の経費削減に取り組む意欲が強く感じられます。

歳入面では、遊休農地の町有地を売却することによって、スリムな行政体質を目指すとともに、売却により町税の増収が図られることと期待するものであります。

歳出面では、厳しい財政運営を余儀なくされており、補助金の削減や一部事業の見直しを実施されており、住民サービスを維持しつつ、障害者等の生活弱者に対する面では一定の配慮がなされております。

職員の早期退職など真摯に行財政改革に取り組む姿勢が随所に見られますので、早期に財政再建が図られ、夢と希望の持てるみなかみ町としていただくことをお願いしまして、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 議案36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算について、反対討論を行います。

合併後、2度目の予算となった一般会計予算ですが、前年、助成金を削減され、基金の取り崩しや区費の値上げなどで対応した社会福祉協議会や区運営費が増額されたことは、評価したいと思います。

町は旧新治村時代に山形県に土地を買収し、そのままになっておりますが、早期に売却して、借金の返済にあてる必要があるとも考えます。

会期中の3月9日に、月夜野カントリークラブを運営する町出資の「大峰高原開発」が、民事再生法の適用を申請しました。町が出資した7千万円が紙くず同様になる恐れがあります。

町は「行政改革大綱」を決め、集中改革プランを作成して、町出資の第3セクターの見直しをする前に、次々と経営が行き詰まっていっております。出資金の回収もできず、逆に損失補償をしている状態です。18年度だけでも1億6,844万円もの税金が、出資金の回収ができなくなったり、損失補償で使われております。

こうした無駄を反省しないで、財政が厳しいからといって、各種団体の補助金を大幅にカットして、補助金が完全にゼロになった団体が多数あります。体育や文化等の団体活動の後退や停滞を招くのではないかと心配をしております。

また、三峰の湯についての負担金なのですが、老人の負担65歳～75歳未満が100円から200円に、75歳以上無料だったのが200円になりますし、通所型介護予防サービスも1日490円から550円に、220円から350円へと値上げをされる予定であります。

また、75歳以上の老人だけを対象にした群馬県単位の医療保険を作り、月額平均6,200円の保険料を徴収し、医療費が増えれば保険料が上げられ、滞納すれば保険証を渡さないなど、「後期高齢者医療広域連合」への負担金等が計上され、老人や弱い者いじめがされていると考えられます。

水上と月夜野地区の給食の調理業務が5,973万円で民間に委託されようとしております。費用も予算書では前年の直営より多くなっております。子どもの成長を育む食べ物は町が直接責任を負うべきだと考えます。

町の総合計画の作成のために1千万円で外部に委託を出しますが、町民と町職員が一体となって真剣になって、町の将来の青写真を作らなければ、立派な印刷物が出来ても、「絵に描いた餅」になってしまうと考えます。外部委託をやめれば、経費も大幅に削減ができます。

また、本庁舎の改造費に5千万円を計上しておりますが、中止か先送りにして、借金の返済に充てる必要があるのではないかと思います。

ゴミの処分費も2億6,460万円で民間に委託しております。生ゴミ分別に力を入れて、その費用負担を考えたり、資源リサイクルセンター等の活用を合わせれば、経費の節約が出来るのではというふうにも考えられます。

町は、3年後に総務省が導入を計画している「外部監査」によって、「財政再生団体に」指定されないために、職員の早期退職で人件費を削減しようとしていますが、人件費を削減しても、「実質公債費比率」は下がりません。

本予算に計上された多くの委託費を減らして、職員の知恵と力の活用こそが町の活性化につながるものと考えます。

町は昨年、14億円分借換債を発行して、借金の支払を繰り延べしております。

4年後にはこの返済も始まります。削減した経費をもとに、起債をして事業を行えば、「実質公債費比率」はさらに上がってしまいます。

実質、前年より多い17億3,770万円の町債を発行する本予算には賛成できないことを表明して、反対討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。
議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算についてを起立により採決いたします。
本案について、委員長報告は原案可決すべきものであります。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。
よって、議案第36号、平成19年度みなかみ町一般会計予算については、可決されました。

議 長(傳田創司君) これより、議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
8番穂苅清一君。
(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についての反対討論を行います。国保財政についてはご存知のように、国のやり方にもいろんな問題点もあって、それぞれ地方自治体にしわ寄せが来ているのは事実でございます。

そういう中で、地方交付税の削減等もあつたりして、益々国保会計は、非常にダメージが悪くなってしわ寄せが来ているかと思えます。

その結果がどこに出ているかと言えば、やはり国保世帯ではないかというふうに私も思います。国保世帯については、ご存知のように、中小企業やあるいは農家、そういう民間で働いている人の中でも底辺にいる人たちがそういう対象になって、国民健康保険料も納めている次第でございます。

しかしながら、保険料の値上げ等やそういった今の経済状態の中でしわ寄せはそういう弱いところに集中してきており、同時に国民健康保険税等の滞納も、もちろん発生せざるを得ないような状況にもなっております。そういう点で考えますと、国民健康保険特別会計については、本来はもっと国が手厚い保護をすべきであって、今回もやむを得ず一般会計からの繰り入れをしてはおりますけれども、そのしわ寄せがやはり底辺のところに来ているのではないかと、例えば、小さい例を取り上げても、特定疾患に関する町の補助金も半分になってきておりますし、医療費の負担というのはそういうところからも国保世帯に大きいしわ寄せが来ているのではないかというふうに思います。

そういう点で、国に対しても、そのままのやり方でそういうものを実行するというのではなく、やはり国に対しての意見もで、自治体の方からも上げて行かなくちゃならないのではないかというふうに思います。そういう点からすると、この全体の国保会計の運営につきましても、どうしても国やり方に準じざるを得ないような状況が続いておりますし、そういう点での町民への負担もやはり大きくなってしまっている、そういう現状から考えると、この特別会計の予算については反対せざるを得ないというふうに思います。以上で反対討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

5番河合生博君。

(5番 河合生博君登壇)

5番(河合生博君) 議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について賛成討論を行います。

国民健康保険を取り巻く状況は、国保に加入する被保険者の高齢化による保険税負担能力の低下や生活習慣病の増大等による医療給付の増加により、全国的に厳しい状況が続いているところでございます。

みなかみ町においても同様で、平成19年度では、保険給付に対する歳入が不足する見込みで、基金からの繰り入れを見込んでもおお足りず、保険税の増額を見込みまして、予算を組んでいるところでありますが、実際には今後の収支状況により税率を引き上げなければならない非常に苦しい状況であります。

しかしながら、国民健康保険の運営を行っていくためには、どうしても必要な財源を確保しなければなりません。今後一層の医療抑制のため、被保険者一人ひとりが健康に注意を払い、当局には健康増進の施策をお願いいたしまして賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第37号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。

本案について委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の両方の声あり)

議 長(傳田創司君) 異議がありましたので、議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第38号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第39号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ないようですので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 東部水道は、水源が無いわけではなく、今現在でも水量は足りています。40年経って古くなった浄水場を改修すれば、何ら問題はありません。

わざわざボーリングして、地下水をポンプアップすることは、日々の電気代やポンプの故障など、ランニングコストが高くなり、将来の負担となります。経常経費が上がってしまうのではないかと思います。いろいろな制度を使って工夫すれば、浄水場を新しくするための町負担も少なくできます。新たな水源を求めてボーリングするという計画の再検討をお願いします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

簡易水道事業会計につきましては、簡易水道と小水道により運営されていますが、施設の老朽化、水質の悪化等により、改良・更新等が必要となっております。

それに対応すべく整備が進められておりますが、今後も安全な水が安定供給されることと効率的な運営を要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第40号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第41号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてを採決いたし

ます。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算について反対の立場から討論をいたします。

この値上げの問題については、12月定例会でも反対討論をしているところでございますが、ご存知のように4月1日から、水上地区だけが水道料金の値上げということで、既に広報等にも掲載され、1世帯当たりどのくらい値上がりするかというそういう細かい試算まで載っております。そういう中で見ますと、先程もちょっと弱者のことについて触れましたが、個々の家庭においては2回払いであっても、5千円から1万円程度の増加になってしまうというそういう嘆きの声も聞かれております。

そういう点で考えると、そもそもが合併の時点において、この問題について論議されたことが正しい方向に進んでいない、つまり答申の中にも書かれておりましたけども、住民の意見をやはり尊重していくような、そういう姿勢があっても良かったのではないかと、合意事項を合併して数ヶ月後にはそれを改定していくような方向での話し合いが進んでしまったということは非常に残念であると思えます。

3年後にはもしかすると、また倍になろうとしております。今の1立方メートル55円から110円に、月夜野と水上と同じ料金になるということも考えられてまいります。

そういう点で考えると、今、この僅かではあると思えますけども、値上げが先にいって高い住民への負担ということになってまいりますから、そういう点も考えて、この水道事業会計予算については反対いたします。よろしくをお願いします。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4 番(山田庄一君) 議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

本町の水道事業は、日常生活には欠くことの出来ない飲料水の供給事業であり、清浄で安心できる水の供給を図り、公衆衛生と生活環境の向上に寄与するための努力をしていると認めます。本年度予算は、給水戸数5,740戸の人々が生活していく上で不可欠な水道施設の経費計上であり、水道料の値上げ等の企業努力も見られます。この予算の効率運用により充実した施設管理等が出来るよう要望し、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。
議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(傳田創司君) 起立多数であります。
よって、議案第42号、平成19年度みなかみ町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

-
- 議 長(傳田創司君) これより議案第43号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。
議案第43号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてを採決いたします。
本案について、委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第43号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-
- 議 長(傳田創司君) これより議案第44号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。
議案第44号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてを採決いたします。
本案について、委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第44号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第45号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。14時45分より再開いたします。

（14時32分 休憩）

（14時45分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18 発議第5号 飲酒運転根絶に関する決議について

議 長（傳田創司君） 日程第18、発議第5号、飲酒運転根絶に関する決議についてを議題とい

たします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、提出者河合幸雄議員より提案理由の説明を求めます。

15番河合幸雄君。

(15番 河合幸雄君登壇)

15番(河合幸雄君) 発議第5号、飲酒運転根絶に関する決議について、提案理由のご説明を申し上げます。

飲酒運転撲滅の機運につきましては、昨年福岡県で発生した福岡市職員の飲酒運転で幼児3人が死亡した事故など、大変痛ましい事故が記憶に残っているものと思います。

みなかみ町議会は、交通事故のない、安全・安心な町づくりは、私たち町民総ての切なる願いであります。

飲酒運転根絶を目指し、議員提案し、全員一致で可決をお願いし、飲酒運転による悲劇を起こさないよう、家庭、職場、地域が一体となり、「飲酒運転をしない、させない」社会環境を整え、町民一体となって、飲酒運転の根絶に向けて全力で取り組むものです。

ご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより発議第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第5号の質疑を終結いたします。

これより発議第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第5号の討論を終結いたします。

発議第5号、飲酒運転根絶に関する決議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号、飲酒運転根絶に関する決議については原案のとおり可決されました。

日程第19 行財政改革特別委員会委員長報告(中間報告第2号)

議長(傳田創司君) 日程第19、行財政改革特別委員会委員長報告(中間報告第2号)についてを議題といたします。委員長より報告を求めます。

行財政改革特別委員長速水一浩君。

(行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇)

行財政改革特別委員長(速水一浩君) 行財政改革特別委員会委員長報告(中間報告第2号)、皆さんのお手元に報告書が配付されているかと思っておりますけれども、読み上げて委員長報告とさせ

ていただきます。

先程、原澤良輝議員と同じような内容なので、少しやりづらいところもあるのですが、特別委員会として真摯に審議いたしました内容だということで当局にはお聞きとどめをいただきたいと思います。

平成19年3月16日 みなかみ町議会議長 傳田 創司 殿

報告書(委託料について) 行財政改革特別委員会 委員長 速水 一浩

1. 序 論

本特別委員会では、町の財政再建には、人件費・補助費・物件費などの経常経費の削減が急務であると考え、現在議論を重ねている。人件費については、19年度の予算編成の際に、町と職員組合が話し合いを重ね、職員の血のにじむような決断により成果を上げている。また、補助費については、町の「補助金検討委員会」の答申を受け、約3,300万円の削減を19年度予算において断行した。残る物件費については、本特別委員会が18年12月定例会に於いて、指定管理料の削減を目途に「委託事業について」を報告し、その後、さらに一般会計の細部の「委託料」について調査を進めてきたが、本特別委員会としての意見がまとまったので、ここに「委託料について」を報告する。町当局に於いては、この「報告書」を基に19年度の「委託料」の契約を結んで頂くことを望む。

2. 各 論

18年度当初予算における「委託料」の総額は、本定例会で合併補助金により精算した合併によるコンピューターのシステム統合を除き約13億4,000万円である。ここでは、「委託料」を性質別に分け、意見を述べるものとする。

●コンピューター関係保守管理委託料(約6,700万円)

コンピューター関係保守管理委託料については、18年度当初予算と19年度予算を見た時、各項目ごとにさほど差がないが、19年度の予算説明会において町長より契約時に削減をしたい旨の答弁を得たので、本特別委員会はそれに期待する。

●設備関係保守点検委託料(約5,600万円)

設備関係保守点検委託料については、法定点検と法定外点検とに分けて考える必要があると思う。

法定点検(電気保安・消防設備・オイルタンク漏洩検査・エレベーター等)は、毎年定期的に行わなければならない点検であり、経常経費の削減には避けて通れず、昨年の予算編成時にかなりの削減をしたと聞くが、法に触れない程度に契約内容を精査し更なる削減を望む。

法定外点検は、設備機器の保守が主な目的であり、財政難の本町に於いては財政再建が進むまで、冷暖房機の切り替え等どうしても行わなければならない点検を除き、基本的には再検討の必要性を感じる。特に、本庁舎の空調機器保守点検委託料、1,995千円・新治支所の空調機温風機点検委託料、1,155千円・保健福祉センターの空調設備・衛生設備・濾過器濾過材交換保守委託料、1,697千円・満天星の湯の設備機器保守点検管理委託料、1,659千円・遊神館の温泉加熱装置保守点検委託料、1,400千円・カルチャーセンターの空調給排水設備機器保守点検委託料、2,200千円、調光装置照明設備保守点検委託料、800千円、舞台吊物設備保守点検委託料、835千円・月夜野給食センターの設備保守管理委託料、5,005千円等については、大幅な削減をすべきと考える。

●浄化槽保守点検委託料(約1,000万円)

浄化槽保守点検委託料については、特に委員から民間に比べて高すぎるとの意見があり、設備関係保守点検委託料から外し特筆する。

浄化槽保守点検委託料の契約内容は、型式と人槽を基準に保守点検料・消毒薬補填費・清掃作業費・11条検査料から成り、保守管理・消毒薬補填については、年3～4回の保守で、清掃作業については、年1回で充分であると考え。また、各施設の委託料を精査すると、特別な浄化システムを導入している施設以外、民間に比べ20～50%近く高いと感じる。さらには、保守管理・消毒薬補填は、奥利根アメニティパークで行っているように、検査キットと消毒薬を買えば自前でも出来、以上のことから19年度の契約に際し、最低でも20%の削減を望む。

●清掃・夜間警備委託料（約1.100万円）

清掃業務委託料については、財政再建が進むまで危険を伴う清掃を除き、本庁舎や支所で実施しているように、委託から職員による直営に切り替えるべきと考える。特に、満天星の湯の館内清掃委託料、694千円・カルチャーセンターの屋内清掃委託料、1.061千円等が、絨毯の洗浄清掃であるならば、機械（約50万円）を買い自前で充分出来ると思う。夜間警備委託料については、委託料が施設毎にまちまちであるが、教育施設の委託料が年間12万円に統一されているように、委託料が施設の規模で決まるのではなく、警備員が夜間に巡回するかしらないかで委託料に差が出ているようである。19年度の契約に於いては、夜間巡回の必要があるか無いかを厳密に精査し、また、契約内容に警報受信後5分以内に到着との項目があるのであれば、ある程度受託業者が集約されてもいたしかたないとする。以上のことから、清掃・夜間警備委託料についても大幅な削減は十分に可能であると思う。

●管理運営委託料（約9.000万円）

管理運営委託料（指定管理料）については、昨年12月定例会に於いて本特別委員会が、比較的大規模な6つの指定管理先、11の施設に関し「委託事業について」を報告し、意見を述べたところである。本特別委員会は、指定管理者制度導入の大きな意義の1つとして、公共施設に民間活力を導入することにより収支の改善が期待できるものとするが、19年度予算を見た時、本特別委員会の意見との相違があり、各施設の指定管理料の更なる精査を望む。また、指定管理料の予算化に際し、前年の収支を参考にするのであれば、12月末までに試算表を各施設に提出させるべきであるとする。

●工事関係委託料（2億円）

工事関係委託料については、本来であれば短期的な事業であり、経常経費に含まれないと思うが、委員から、多くの工事で監理業務が委託に出されているが、出来る限り直営にし職員が監理すべきではとの意見があり、本特別委員会では、すぐに直営に出来なくとも、監理が出来る人材の育成と、資格が無くとも監理は出来るものの資格取得の奨励等を進め、将来的には、特殊な工事を除き全ての工事を直接監理し、発注者側の責任施行を目指すべきとする。また、それにより監理委託料の大幅な削減が出来ると思う。

●その他委託料

本特別委員会で話題となった庁舎管理費、登記事務委託料、3.400千円は、本定例会の総務文教常任委員会において、担当課長より早期に人材を育成して派遣を解消したい旨の答弁を頂いたので、それに期待する。

3. 総論

今回の調査を通じ、総体的に感じたことを以下に記す。

①今回の委託料の調査では、コンピューターの保守管理委託料、社会福祉協議会等に委託している事業の委託料、予防費の各種検診委託料、アメニティーパーク内の各施設の管理運営委託料等、専門的な知識が必要となるため、それら分野に精通した外部監査を入れ、精査すべき必要性を感じる。

ここで「外部監査」について、補足をさせて頂きたいと思います。

ここで言われている「外部監査」とは、今新聞紙上等を話題になっている公認会計士等による「外部監査」ではなく、あくまでも事業あるいは委託料については、我々には分かりかねる専門的な部分、手の届かないところもあるので、そういう専門分野に精通した方々にある程度、委託料が高いか、安いかなどを一度は評価をして頂いたらどうかという意味合いでございますので、一応、「外部監査」の意味を取り違えないようお願いしたいと思います。

②今回指定管理先の委託料にも各論で触れているが、指定管理料の決定にも大きく関わると思い敢えて触れた。

③本特別委員会の今回の報告書では、職員に対し大きく期待を寄せる内容であるが、民間では既に歩んだ道であり、本町に於いても、勸奨退職に応じてくれた職員や補助金0ベースからの削減を受け入れざるを得ない町民の気持に応えるためにも、議会・町・職員が一丸となり、一日も早く財政再建を成し遂げ、「夢のあるみなかみ町」創造のため、今後も更なる協力をお願いし、本特別委員会の「委託料について」の報告とする。以上です。

議 長（傳田創司君） 以上で、行財政改革特別委員会委員長報告（中間報告第2号）についてを終わります。

日程第20 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第20、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第21 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第21、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議 長(傳田創司君) 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 平成19年3月定例議会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、7日招集から本日まで、平成19年度一般会計予算を始め各特別会計予算、さらには条例改正等の重要案件をご審議賜り、全てを原案通りご議決を頂き誠に有り難うございました。心より厚く御礼を申し上げます。

また、本日追加提案いたしました機構改革に伴う「課設置条例」の改正案も、全議員のご同意を頂き、重ねてお礼申し上げます。

さらには議員発議により、議員報酬の減額、議員定数の削減というご英断を下されましたが、心から敬意を表する次第であります。

今会期中には、一般質問を始め貴重なご意見・ご提言を頂きましたが、今後の政策立案並びに予算執行等に活かしてまいります。よろしくごお願い申し上げます。

さて、お陰様で平成19年度予算も決定され、併せて「みなかみ町行財政改革大綱」と「集中改革プラン」も策定することができ、いよいよ平成19年度「改革元年」のスタートとなります。

このように輝かしい未来を信じて、改革のスタートが切れますのも、「勸奨退職制度」にご協力を頂いた職員の皆さん25名のうち7名が課長級の皆さんであります。その皆さんを始め補助金等を削減する改革にご理解を頂いたお陰でありまして、心から感謝を申し上げます。

平成19年度予算は財政難の中にも、英知をしぼり、改革の断行を決意して、何とか懸案事項の計画策定と、継続事業等の完成を目指さず予算ができました。

水上地区では、水上温泉の再開発であります。まちづくり交付金事業と合併特例債を活用して、今年は3億4千万円余りの予算で、水上駅前整備、湯原温泉街の中核施設整備、さらには諏訪峡トレイル整備等に取り組みます。

また、月夜野地区の都市計画事業は、まちづくり交付金事業等で進める考えですが、都市再生整備計画の策定並びに地元調整を図り、平成20年度から事業化できるように取り組んでまいります。

また、新治地区では念願の(仮称)新治統合小学校の完成を目指します。加えて、農業関係の諸事業は、畑地帯総合整備事業・中山間地総合整備事業等を活用して、社会資本の整備に務めます。

また、町内各地の治山・砂防事業は、国・県の公共事業を導入して取り組みます。

さらに福祉関係は、ノーマライゼーションを目指して、思いやりと信頼の福祉行政を進

めてまいります。

教育の施設整備は、「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」の答申を下に、これを具体化する計画作りを進め、一部は来年度から事業化を図る考えであります。

最近、「地デジ」や「ワンセグ」と言った言葉を耳にしますが、今や地上デジタル放送エリアの拡大と、高速・大容量通信が可能な次世代携帯電話の開発等が進み、IT産業の進展に目覚しいものがあります。

本町では「電子自治体構想」を樹立し、時代の潮流に合わせた施策を展開して、情報化時代に相応しい町づくりを進めたいと念願しております。平成19年度では、その手始めとして、携帯電話のメール機能を活用した「ケイタイ連絡網」の運用を開始します。

昨今、児童・生徒の痛ましい事件が発生しておりますが、これらの事件を未然に防ぐには、不審者情報を保護者・学校、さらには警察等が共有することが肝要であります。

また、町防災機能の充実を図るために、みなかみ町消防団員にも運用します。

時代の流れから、勤務先が町外の団員も増え、防災無線だけでは伝達できない「情報の隔たり」があります。この点を携帯電話のメール機能を活用して、火災や風水害等の災害の際に、団員への情報伝達と機動的な配置等ができるように運用してまいります。

その他の活用については、サーバーの容量等から検討しているところであります。

また、町民はもとより、利根沼田郡市民の皆さんに、コンピューターを始めとするIT産業の伸展を知って頂くために、本年6月16日から17日の2日間、みなかみ町カルチャーセンターを会場に、総務省主催による「ICT情報通信フェア」が開催されます。

当日は、「高齢者や身障者に優しい情報の配信」、「自然・温泉・文化の魅力を感じる観光情報の配信」を主要テーマに掲げ、テレビ電話による会話体験や地上デジタル放送の展示、無人ヘリを用いた観光情報の配信、子供向けにはラジコン作成教室等、最新の情報通信技術を体験して頂く予定であります。県内外から多数の来場者が見込まれますので、観光立町「みなかみ町」をPRする絶好の機会であると考えております。

実りある「情報通信フェア」にしたいと考えておりますので、議員各位のご協力とお力添えをお願い申し上げます。

平成18年度も余すところあと僅かとなりました。

各課では各種事業等の締めくくる段階に入り、年度内での適正な執行に努めておりますが、ここに来ますと、より多くの余剰財源が出ることを願う毎日であります。

そして、新年度を前に思うことは、財政再建をやり遂げる意欲を掻きたて、「夢のある町づくり」という松明を掲げて、疾走する決意を新たにいたしておるところであります。

特段のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

いよいよ春暖の季節を迎え、農作業も始まり、お忙しい毎日となります。

議員各位には、ご自愛の上、益々の本町発展のためにご活躍をお願い申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。大変に有り難うございました。

議長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 本日、ここに平成19年第2回（3月）みなかみ町議会定例会の閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月7日から本日16日まで予定されました案件の全てを議了し、本日はただ今をもって無事閉会の運びとなりました。定例会中は、終始熱心なご審議を賜りまし

て、議員各位をはじめ当局執行部並びに関係者の皆様には大変なご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

新みなかみ町が、平成17年10月1日より発足以来1年6ヶ月となりますが、もし合併が実現されていなかったらば、旧町村それぞれの財政はより大変なことであったことは、理解しながらも、予想以上の厳しき現状にあつて、当局においては本年度予算編成に当たり大変苦慮され、歳入を補うために町有地等の財産処分等、また歳出に当たっては、全国稀に見る、町4役の報酬50%カットなどを、また、職員についても勸奨退職による協力依頼なども行い、町財政の健全化を優先し、苦渋の思いでのお願いであったと思います。

これらのことを踏まえ、日本国政府への不満もつものところでありますけれども、まずは自立に向かって、町長の言われました「改革元年」を町民一体となり、理解と協力で、互いの思いやりの気持ちを示し、取り組んでいかなければならないと強く感じます。

そこで町当局各位におかれましては、今期定例会において、成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、会期中の各議員の意見など十分尊重しつつ町政各般における高揚を期して、新みなかみ町が一日も早く発展できますよう、さらなる一層の熱意と努力を払われますようお願いを申し上げます。

また、私ども議会といたしましても、当面する厳しい財政を理解し、次期議員定数などの見直し、そして報酬についても5%強のカットを自らの発議により議決いたしました。

また、現在社会的に問題視されている飲酒運転根絶に関する決議なども行いました。

行財政改革特別委員会も改革元年に相応しい取り組みが出来たと思います。

今後は、一日も早い、明るい住み良いと感じられるみなかみ町の実現に向けて、皆で力を合わせられることの確認をしながら、閉会中にも引き続きの調査と特別委員会など継続審査も行われます。

また、今年は今月には早速、県議会議員選挙、7月には知事選挙、参議院選挙等、選挙の多い年でもありますが、これら町の将来のことを重視いたしまして、各議員におかれましては、休養の間もなく、多忙な毎日が続くと思われませんが、お体には十分にご自愛をされまして、益々の御健勝とご活躍をご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。長期にわたり大変に有り難うございました。

閉 会

議 長 (傳田創司君) これにて平成19年第2回(3月)みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変、ご苦労さまでした。

(15時18分 閉会)